標柱四号から六九度四分七秒
二四・六一二メートルの地点　五号
標柱五号から八七度三分二三秒
一二・一一三メートルの地点　六号
標柱六号から五五度四分二二秒
三〇・五七三メートルの地点　七号
標柱七号から三三三度四二分四六秒
一九・五九九メートルの地点　八号
標柱八号から一七度二三分二二秒
一〇・六六七メートルの地点　九号
標柱九号から六一度四〇分一〇秒
一七六・七四〇メートルの地点　十号
標柱十号から一三五度三分一秒
三三・六九六メートルの地点　十一号
標柱十一号から二二七度一六分二九秒
一一八・一七四メートルの地点　十二号
標柱十二号から二六三度一二分六秒
三一・四九七メートルの地点　十三号
標柱十三号から三〇九度三二分五秒
二五・〇八九メートルの地点　十四号
標柱十四号から二六〇度七分〇秒
一三・七〇三メートルの地点　十五号
標柱十五号から二四一度二一分五四秒
九・五四〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から三三〇度五八分二九秒
三・六七五メートルの地点　十七号
標柱十七号から四九度二四分三六秒
二七・三三〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五三度一四分五六秒
五六・三二四メートルの地点　十九号
標柱十九号から二〇六度二〇分五六秒
八・〇八三メートルの地点　二十号
標柱二十号から一四二度三〇分一秒
八・〇二一メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一九五度二九分五秒
一七・三四七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二三八度五〇分二八秒
二八・七四四メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二六四度一八分三秒
一七・六四六メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二四三度一分一五秒
一一・六〇四メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二六七度九分三八秒
六・〇九二メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二七七度一〇分三七秒
一七・二七八メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二四七度四〇分一秒
五・六四九メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二二四度一二分三五秒
一〇・二五三メートルの地点　二十九号
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石丸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と十六号を平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二二四度一六分三七秒
七六五五・八一八メートルの地点　一号
標柱一号から一五三度二八分二八秒
九・〇五七メートルの地点　二号
標柱二号から一五九度一七分七秒
一五・五一〇メートルの地点　三号
標柱三号から一八二度一九分一九秒
一一・一五七メートルの地点　四号
標柱四号から一七〇度二七分二九秒
九・五六七メートルの地点　五号
標柱五号から一五八度四九分四秒
六・五九八メートルの地点　六号
標柱六号から一七四度三二分一二秒
一九・四二〇メートルの地点　七号
標柱七号から一八三度五三分三秒
六・九六八メートルの地点　八号
標柱八号から一二四度四分〇秒
三・五四五メートルの地点　九号
標柱九号から一五一度四一分四秒
四・六八五メートルの地点　十号
標柱十号から一七七度四分二一秒
五・六五八メートルの地点　十一号
標柱十一号から一七三度三二分四七秒
一七・七五九メートルの地点　十二号
標柱十二号から二二五度五九分二三秒
六・五五〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から二〇四度一〇分四七秒
一四・二二六メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六四度二二分三八秒
一六・七〇六メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九九度三四分三〇秒
二七・七〇五メートルの地点　十六号
標柱十六号から三四八度四三分一二秒
四一・九〇一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一九度一六分一〇秒
二九・五九三メートルの地点　十八号
標柱十八号から三二四度四七分四二秒
二九・一二四メートルの地点　十九号
標柱十九号から二二度四五分一四秒
三八・八一六メートルの地点　二十号
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐原川支川一三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第四十一号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から一七三度四〇分四一秒
六一五・六四八メートルの地点　一号
標柱一号から一八二度五分二九秒
五・八六四メートルの地点　二号
標柱二号から二〇六度四四分〇秒
六・五四二メートルの地点　三号
標柱三号から一七三度五三分五四秒
九・七〇九メートルの地点　四号
標柱四号から一九七度二〇分一三秒
八・四一六メートルの地点　五号
標柱五号から二二九度一四分四〇秒
二二・五八六メートルの地点　六号
標柱六号から二一一度二四分五秒
一四・九一一メートルの地点　七号
標柱七号から二三八度一七分一八秒
一五・五二九メートルの地点　八号
標柱八号から一九〇度二九分一三秒
一四・六二五メートルの地点　九号
標柱九号から二一三度五七分一四秒
三四・五九一メートルの地点　十号
標柱十号から一五七度二八分三〇秒
一九・五七〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二四度一二分二九秒
五三・二八五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一八七度一〇分一九秒
二一四・八三二メートルの地点　十三号
標柱十三号から二六五度三七分二四秒
三〇・九〇九メートルの地点　十四号
標柱十四号から三四三度九分二五秒
二七六・〇三一メートルの地点　十五号
標柱十五号から五三度五七分五〇秒
一五六・〇九八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二度六分三九秒
五三・二六〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五二度三五分二九秒
一八・四三九メートルの地点　十八号

**○国土交通省告示第九百七十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
原田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第三百六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
山口県岩国市立石町四丁目
三四四一番　一号
七三三番一　二号
七四六番　三号
三四四七番一　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を昭和四十七年建設省告示第三百六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県岩国市立石町四丁目
七三七番　五号
七四五番　六号
七四六番　七号